

令和4年第10回野洲市農業委員会  
総会議事録

令和4年10月12日開催

野洲市農業委員会事務局

## 令和4年第10回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年10月12日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第10回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

### 1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 2 番 小森 貴夫
- 3 番 坂口 茂
- 4 番 辻川 清太郎
- 5 番 島村 平治
- 6 番 北脇 広美
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 21 番 青木 徹
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 24 番 小森 正人
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

### 2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 18 番 杉江 保彦

### 会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	川尻 康治
	主 幹	竹中 宏
	主 任	保智 翔太
	会計年度職員	新庄 敏雅

農林水産課 主 査 牧 利昌  
主 任 中川 大貴

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は総会終了後、活動記録簿の確認会と農地部会を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしく  
お願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は25名であります。

欠席は、18番 杉江委員です。

よって、出席者が過半数を超えておりますので、本総会が成立いたしました。

ただいまから、令和4年第10回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第3番 坂口委員、第4番 辻川委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第29号から議第33号を上程します。

議第29号 農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。

議第29号 農地法第4条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。

案件は1件です。

三上●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積計1,464㎡について、埋蔵文化財本掘調査のために一時転用の申請があったものです。

本申請につきましては、申請地とその周囲にある農地を一体的に利用した開発事業の  
手続きが進められていますが、野洲市文化財保護課が埋蔵文化財試掘調査を行ったところ、  
本掘調査が必要と判断されたため、農地転用が必要となったものです。

位置図は議案書 8 ページをご覧ください。

別添資料について、ご説明いたします。

当該申請に係る農地法第 4 条調査結果は、農地区分においては、一般交通の用に供されている道路の沿線の区域であり、かつ申請地からおおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設があることから、第 3 種農地となります。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。  
第 1 4 番 市木委員をお願いします。

委 員 第 1 4 番 市木でございます。  
該当する農地につきましては、従前は水稻を作付けされておりましたが、近年、イノシシの被害が甚大となり、現在は保全管理をされている農地です。  
開発に伴う一時転用ですが、よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑がございませんか。  
ご質疑がないようですので、これもちまして質疑を終結いたします。  
これより議第 2 9 号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第 2 9 号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。  
よって議第 2 9 号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 3 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の 3 ページをご覧ください。

「議第 3 0 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請について」をご説明いたします。  
案件は 2 件です。

1 件目は高木●●●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積は 42 m<sup>2</sup>でございます。  
●●●●氏から●●●●氏に贈与され、住宅用地として利用するため転用申請があったものです。

申請地につきましては、昭和 43 年から●●●●氏の先代が●●●●氏から建物敷地として借り受けていた土地であり、今回、住宅を建て替えるべく手続きをされていた

ところ、登記が「畑」のままになっていることが判明しました。

このことから、現在の土地利用状況に是正し、住宅の建て替え手続きを進めるために転用申請があったものです。このことから、顛末書が提出されております。

位置図は議案書9ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、市街地の区域内にある農地であることから、農地区分を第3種農地と判断しております。その他の項目についても記載のとおりです。

2件目は、三上●●●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積46㎡の土地です。

共有名義である●●●●氏および、●●●●氏から●●●●氏に売買により、駐車場として転用申請があったものです。

当該土地につきましては、現在、●●●●氏が自家用車を駐車されている土地に隣接しており、手狭な駐車場を増築するため、転用申請をされたものです。

位置図は議案書10ページをご覧ください。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、市街地の区域内にある農地であることから、農地区分を第3種農地と判断しております。その他の項目についても記載のとおりです。

議長 それでは、意見委員の説明ですが、1件につきましては、私の担当区域ですので、私の方から説明いたします。

詳細につきましては、事務局の説明どおりですが、昭和40年代に隣の集落から転居されて家を築造されたと記憶しております。

建築されるにあたり、土地調査されたところ農地のままであったことから、手続きを進められているものです。

昨年相談を受けていましたが、面積が42㎡の敷地で住宅が建設できるか調査されておりましたが、地積校正をされて準備を進められております。

周辺には農地が無く、既存の建替えて、排水計画等も整備され、転用は問題ないものと判断しました。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、2件目の案件につきまして、第14番市木委員お願いいたします。

委員 第14番 市木でございます。  
該当する農地は、●●●●さんの宅地に隣接する農地で、土地区画整理で新たに農道を敷設されたことで、それにより分断された農地を転用されるものです。  
よろしく願いいたします。

議長 それでは、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑がございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。  
これより議第30号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第30号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。  
よって議第30号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第31号農用地利用集積計画についてを議題とします。  
この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましては、意見及び挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題31号農用地利用集積計画についてご説明いたします。  
当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。  
内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。  
利用権が設定されたのは、合計7件、11筆、面積28,046㎡です。  
農地中間管理機構を通して、利用権が設定されるのは、合計24件、48筆、面積96,35㎡です。  
これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。  
ご質疑がございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。  
これより議第31号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第31号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第31号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第32号令和5年度野洲市農業施策等に関する意見書(案)についてを議題とします。

事務局の説明の前に、市木農政部会長より報告をお願いいたします。

農政部 農政部会長の市木です。

会長 農政部会より、議第32号、令和5年度野洲市農業施策等に関する意見書(案)の提出までの流れにつきまして、ご報告いたします。

別紙、意見書(案)をご覧ください。

先ず、7月12日に、第2回農政部会を開催し、昨年度の意見書に対します評価を行うとともに、令和5年度の意見書作成の進め方について協議いたしました。

その結果、昨年同様、農業委員の皆様から多くのご意見・ご提案をいただきたく、8月10日の、第8回総会終了後、各グループ単位で意見交換会を行っていただきました。

3グループに分かれての意見交換会では、積極的にご発言をいただき、各項目に関する貴重なご意見をいただきました。そのご意見を踏まえまして、事務局で意見書の素案を作成いただき、9月12日の、第9回総会終了後の第3回農政部会による内容の精査を行い、本日、意見書(案)の提出となりました。

提案申し上げます意見書(案)につきましては、昨年までの意見項目を集約化し、近々の農政課題、農業委員会の最適化活動につながる6項目にわたり作成しております。

詳細につきましては、事務局より説明願いますので、どうか、みなさまのご審議を、よろしく願います。

議長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議第32号令和5年度野洲市農業施策等に関する意見書(案)についてご説明します。

本意見書は、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、野洲市に対して農地等利用最適化推進施策の改善についての意見を提出するものです。

内容は、先に郵送いたしました、令和5年度野洲市農業施策等に関する意見書(案)のとおりで、ただ今、農政部会長からご説明がありましたとおり、農業委員の皆様から出されました内容を、農政部会において協議・検討を加えていただいたものです。意見書(案)につきましては、昨年度の意見書内容を踏襲するとともに、直面する農

政課題及び農業委員会による最適化活動の目標達成に向けた6項目にまとめ上げたものです。

それでは、内容を説明いたします。

意見書(案)の表紙裏をご覧ください。

前置きとして、農業を取り巻く厳しい情勢を述べるとともに、農業委員会が取り組む最適化活動に対して、次年度で予算措置いただくよう述べたものです。

それでは、1ページの「農業者の経営安定対策について」から説明いたします。

わが国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、更には、円安による農業資材の高騰など厳しい経営環境となっていることから、将来に展望が持てる農業施策の展開とともに、特に、国産小麦の生産拡大につながる補助金の検討と原油・肥料の高騰対策を求めたものです。

次に、2「農地の集積・集約化の推進」につきましては、農用地の効率的・総合的な利用を図るための地域計画が法定化され、令和7年3月までに農業の将来の在り方をまとめた計画策定が求められていることから、早急に、目標地図の素案作成に取り組めるよう、市が地域計画(案)の方針や具体的なスケジュールを示すよう求めたものです。

次に、3「遊休農地対策」につきましては、1から2ページをご覧ください。

営農条件が悪い圃場や後継者不足などの要因により、遊休農地が年々増加傾向にあることから、地域計画を策定する過程において課題解決となる手法や新規就農を含めた担い手対策を組み入れるよう求めたものです。

次に、4「農業の担い手確保」につきましては、農業後継者育成と合わせて、新規就農者を増やす取り組みが必要となり、中でも、国の支援策に該当しない就農希望者について、市独自の支援策を求めるものです。

次に、5「有害鳥獣等による被害防除対策」につきましては、継続的な防除対策と農家の実情に応じた新たな支援策を求めるものです。

最後に、6「農業用施設の保全等」につきましては、土地改良事業による農業施設は、経年劣化による老朽化が進んでいることから、維持・補修に係る予算の増額を求めたものです。

以上で、次年度の意見書案の説明といたします。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

この意見書(案)につきましては、先ほど農政部長から報告いただいたとおり、各部会の意見を踏まえ事務局で調整いただいております。

事務局の説明に対して内容等ご質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより議第32号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第32号について賛成の方は挙手をお願いします。



(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第32号は議案どおりと決定いたしました。

ただ今、承認いただきました意見書につきましては、本月20日、前田職務代理者と共に、市長に提出いたします。

議 長 それでは、議第33号野洲市農業委員会事務局規定の改正ついてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議第33号野洲市農業委員会事務局規程の改正についてをご説明します。

本規程の改正につきましては、野洲市農業委員会事務局規程第7条において、総会の議決を経なければならないとされていることから、総会に提出するものであります。

内容は、お配りしています新旧対照表のとおりです。

主な改正内容につきましては、第5条で、農業委員に係る選出方法が改正されたことにより選挙人名簿が不要になったことから関連する条文を削除するもの。

また、第6条は、農地法改正に伴う所要の改正を行うものです。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。

委 員 訓令と変えるなら、事務局規定を事務局訓令とすべきではないでしょうか。

事務局長 第1条の条文を訓令として改正するよう指示があったことから、訓令を用いたものです。

委 員 第7条の見出しにおいて、表題が規定であるのに「訓令の改廃」となっていることに矛盾は生じないのか。

事務局長 その点については、市で統一した見解の下で、改正が行われております。

委 員 それでしたら、法規に内容・条文の確認をお願いいたします。

議 長 暫時休憩いたします。

(総務課法規担当へ確認)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

事務局 発令の仕方として、告示と訓令の2種類があり、当規定改正にあたっては、訓令を用いると回答を得ました。

議 長 他にご質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。  
これより議第33号の採決に入ります。  
お諮りいたします。議第33号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。  
よって議第33号は議案どおりと決定いたしました。  
以上で、本日の議事案件は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4報告案件に入ります。

報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告します。  
事務局の報告を求めます。

事務局長 議案書の7ページをご覧ください。  
「報告第14号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご説明いたします。  
案件は1件です。  
行畑 ●●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積322㎡、譲渡人は●●●●氏、  
譲受人は 野洲市長 栢木 進 で、賃貸借により工事に係る仮設道路として一時転  
用するため届出があったものです。  
位置図は議案書11ページになります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。  
質疑はございませんか。  
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和4年第10回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時15分